

令和4年玉村町議会第1回臨時会会議録第1号

令和4年1月28日（金曜日）

議事日程 第1号

令和4年1月28日（金曜日）午後2時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第2号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第8号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	萩原保宏君
環境安全課長	高柳功君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	重田智美		

○開会・開議

午後 2 時 0 0 分 開会・開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 4 年玉村町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第 127 条の規定により、7 番備前島久仁子議員、8 番三友美恵子議員の両名を指名いたします。



○日程第 2 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、1 月 25 日午後 1 時 30 分より議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） それでは、報告いたします。

令和 4 年玉村町議会第 1 回臨時会が開催されるに当たり、去る 1 月 25 日午後 1 時 30 分より役場 4 階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたします。

町長から提案される議案は、条例の新規制定及び補正予算に関する議案の 2 件であります。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 4 年玉村町議会第 1 回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日 1 日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



○日程第3 議案第1号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の制定について

◇議長（石内國雄君） 日程第3、議案第1号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） お世話になります。議案第1号 玉村町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町消防団詰所につきまして、設置、名称及び位置、管理に関して必要な事項を条例として定めるものでございます。

条例の概要につきましては、玉村町消防団再編実施計画に基づき、第9分団、第10分団が統合する上陽分団詰所の場所と設計が決定したことから、既存の10個分団の詰所と合わせ、これらの名称や位置等、設置、管理に関する規定を定めるものでございます。

本来、消防団の詰所につきましては、地方自治法上の公の施設ではないため、必ずしも設置及び管理に関する条例を制定する必要はございませんが、本条例があることによって、市街化調整区域に詰所を建設する際の開発許可申請が不要となります。現在は、上陽分団詰所の建設を進めておりますが、消防団の再編に伴い、今後も新たな詰所建設が検討されているため、本条例を制定し、事業を円滑に進めていきたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

1番羽鳥光博議員。

[1番 羽鳥光博君発言]

◇1番（羽鳥光博君） 設置管理条例の制定につきまして何点か質問させていただきます。

今回、9分団、10分団が消防団詰所の再編実施計画に基づきまして、条例設置が必要というふうなことで規定され、議案がかけられました。上陽分団詰所につきましては、附則によりまして令和5年4月1日から施行ということですのでけれども、再編実施計画が今後他の分団の統廃合と合わせて行われる中で、今回上陽分団は令和5年4月1日というふうなことで附則に書かれました。9分団、10分団の項の廃止につきましてはの予定、また今後再編計画に基づく、この条例の一部改正条例が議会に提案されることと考えられますが、そういったことも含めてご説明願いたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

まず、9分団、10分団に関しましては、上陽分団が発足され、詰所が令和5年4月1日にこちらの場所にということで今回の条例にありますので、そちらが整いましたら、9分団、10分団については廃止という形で、また議会のほうにお諮りをさせていただきます。

また、今取りかかっている3分団、4分団の再編、南分団でございますけれども、そちらも随時、その場所は今回ある程度整いましたので、今後設計、また施工という形になっていきますけれども、その中で再編が整いましたら、3分団、4分団の詰所は、その都度廃止のほうをさせていただき、今後もそのようなスケジュールで議会のほうにお諮りをさせていただきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

とにかく設置管理条例、財産管理は長の事情に基づく権能の一つの大きな権能ですから、こういった規定整備については、ややもすると項を削る時期とか提案する時期とかが、計画の中で不断の条例整備を怠ることなく、やっていけるようお願いしたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 一番簡単な問題なのですが、この条例が仮になされていない場合は、どのようなことになってしまうのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） ご質問いただいた、計画が頓挫したときの対応ということだろうと認識をさせていただきましたけれども、上陽分団につきましては、既に設計も終わり、既存の建物、旧玉村内科クリニックの建物も取り壊しもほぼ終わっているような状況の中で、こちらが途中で止まってしまうようなことはないように、我々は不断の努力を重ねていきたいと思っておりますので、今計画が駄目になったときのことは、正直なところ考えてはおりません。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 今回の消防団詰所については、公の施設ではありませんので、本来条例設置の必要はございません。ただし、市街化調整区域に詰所を建設する際の開発許可申請が不要となるということで、時間も経費も縮減できるということで、今回の再編実施計画を今後も順調に進めるためには条例が必要であるということで、提案をさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 大体説明は分かりました。

それで、今まである上陽の9分団、それと10分団、それから3分団、4分団、この土地というのは町の所有なのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 全て町の土地でございます。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） よそから寄附でいただいたとか、そういうのではないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） すみません。大昔の経緯となりますと分からないですけれども、今現在登記上は全て玉村町所有のものという形になっております。恐らく全て購入したと私は考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第4 議案第2号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第8号）

◇議長（石内國雄君） 日程第4、議案第2号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第2号 令和3年度玉村町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度の一般会計予算に債務負担行為の補正をするものでございます。補正の内容ですが、今年度に改修工事を実施し、4月にリニューアルオープンする玉村町社会体育館の夜間及び休日の窓口受付事務及び清掃業務について、早期に受託業者を決定し、4月の開館から利用者の皆様がきれいになった施設で、気持ちよく利用していただけるよう、債務負担行為の追加を行うものでございます。

改修前の社会体育館は、平日夜間及び休日を1名体制での窓口受付と、週1.5日の清掃業務を行い、それぞれ別の業務委託として実施をしておりましたが、改修工事後の令和4年度から平日夜間及び休日の窓口管理と清掃業務委託を併せて一本化し、2名体制に変更して行うものです。事業費は、928万円を限度額とし、利用者に安心安全で清潔感のある快適なスポーツ環境の維持に努め、満足度の向上を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 今回の件、令和2年度の決算における数字なのですが、窓口受付事務等委託料231万円、それから清掃委託料64万7,900円ということで、トータル295万7,900円というのが決算の数字でした。3年度の予算として、窓口業務のほうは57万8,000円、それから清掃委託料が25万円ということで、3か月間だけ使って、あとは今回休館したということで、こういう予算になっているのだと思いますが、例えば昨年度の295万7,900円に対して、先ほどの内容で、人は1人が2人になったという話はあるのですが、金額的に928万円まで、要するに倍

ではなくて増えていると。その辺はどういう内容によって増えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 新井議員のご質問にお答えします。

まず、令和2年度と3年度について、3年度につきましては、もう当初から工事を見込んで、3か月で予算を計上させていただきました。そんな中で今回の928万円の内容なのですが、前の窓口業務は1人で平日夜間と休日をやっておりまして、清掃業務につきましては、1人で月曜日の休館日1日と金曜日の午前中だけの清掃で実施しては、今回の928万円につきましては、平日夜間の5時間と休日の13.5時間、それと清掃を一緒にしまして、2名体制で実施するものであります。基本的に毎日の清掃が、今度は新しくなるので不可欠になりますので、窓口業務だけでなく、トイレ、シャワー室、通路など、適宜清掃を入れてもらって行うものです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 今までは、ですから受付業務は1人、それから清掃業務はまた別の会社に1週間に1.5日ぐらいということで見ている、こういう予算だったと思うのですが、今回2人になったので、単純に言うとも倍でもいいのかなと、こういうふうに思ったのですが、要は今まで以上に清掃について費用をかける必要があるだろうと、そういう判断ですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 今まで1人体制のときに大分電話に出なかったとか、窓口に行ったら誰もいなかったとか、そういう苦情もありまして、利用者に迷惑かけたこともありますので、そういったことも解消でき、毎日の清掃もできますので、2名体制でやる必要があるということで、この体制で委託しようと思っております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 私も家が近くなので、今工事の状況もずっと興味を持って見ていました。今、足場も取れて、夜通ると既に照明も全部ついていて、中もかいま見ることができるのだけれども、すばらしい、きれいだなと思って、今楽しみにしています。

それで、こういう形で料金が上がるわけですけども、利用者、4月以降、利用者に対してそれを転嫁するような考えは、今はないということでもいいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 基本的に利用者の皆さんにも、アリーナとかは終わった後の清掃等をお願いしているわけなのですが、共用部分についていろいろ行き届かないところがないように、委託業者にもまた平日昼間の職員にも適宜やれるようにして、きれいな空間を保っていきたいと考えます。

◇議長（石内國雄君） 利用者への転嫁は考えているか。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 利用者負担につきましては、利用料を徴収していますので、その中から、それも含めてということで、料金改定については今のところ検討はしていません。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありますか。

3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 清掃の内容なのですけれども、例えば週に何回、1日に何回とか、ただ単にモップをかけたり、掃き掃除をするというだけではなくて、例えば上がり縁のところに電動のブラシをかけたりというような、汚れやすいところ、そういうところの清掃ですとか、そういう取り組む契約内容というのは、そういう概要を数量的に提示してもらっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 清掃内容につきましては、週に何回とか、そういうのではなくて、毎日やるべきところはやってもらうような形になりますが、トイレの清掃とか見回り、当然その日のうちに何回というようなのを決めたり、特にシャワー室なんかは個室のユニット化になっていますので、終業時には必ず清掃してもらうとか、そういうことを指定してやっていただくようになります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） ぜひその辺の確認のほうをしていただけたらなというふうに思います。結構新しいところなので、靴の跡ですとか、そういうのがつきやすいと思うのです。傷だとか、そういうのも結構出てくると思いますので、1つはそういうところの確認を、毎日というわけにはいかないでしょうけれども、月に一遍は事業者の報告を求めるとかというような形での確認をしていただきたいなというふうに考えています。

それと、もう一点なのですけれども、町の非常に大きな財産、体育館という形なので、どういうふうに運営するか。今回については清掃業務、受付業務ということなのですけれども、体育館自体をいろいろな形で、スポーツ施設として町民に広く開放するというだけではなくて……

◇議長（石内國雄君） 松本議員、運営等については、今回は補正予算の債務負担行為の予算の計上

ですので、そういうものについての質問は避けていただければと。

◇3番（松本幸喜君） はい、分かりました。

では、利用についても考えていただければと。いかに多くの方に使っていただけるかというところを、運営を考えていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 運営等については、今この予算の中にはついていませんので、その分については質問はなしということでもいいですか。

〔「はい」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） この金額、2人分ということですので、単純に2で割るという、その人件費かどうか。

そして、この金額の概算、どのようにしてこの金額を契約するのに出したのか、それを教えてください。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 928万円の内訳といたしますと、1人当たりの単価に、2人になりますから、平日が192日、休日が116日ということで、年間308日の計算で出ております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◇

○閉 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これもちまして、令和4年玉村町議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時27分閉会